

## 国立大学教育研究評価委員会（第33回）議事録

1. 日 時 平成25年3月7日（木） 10:30～12:30
2. 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室
3. 出席者  
（委員）池上委員、大沢委員、戒能委員、梶山委員、杉山委員、鈴木委員、  
関本委員、戸谷委員、豊田委員、中島委員、マルクス委員、福山委員  
（事務局）野上機構長、岡本理事、福島理事、川口特任教授、武市研究開発部長、  
河野教授、土屋教授、川嶋客員教授、木村客員教授、児島評価事業部長、  
小笠原評価企画課長 外

### 議 事

- (1) 実績報告書作成要領（案）について
- (2) 評価作業マニュアルの改定に当たり検討すべき事項について
- (3) 今後のスケジュールについて
- (4) その他

・第32回の議事録案が承認された。

（○：委員、●：事務局、◎：文部科学省高等教育局国立大学法人支援課国立大学戦略室）

○委員長 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

● 本日の資料は、資料1から資料4までございます。

このうち、資料2につきましては資料2-1から2-6まで、資料3につきましては資料3-1から3-3までの枝番をつけております。その他、机上資料といたしまして、第1期中期目標期間評価における「評価実施要項」、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」、それから、本委員会の基礎資料のファイルをご用意しております。また、文部科学省国立大学法人評価委員会の平成24年11月の総会にかけられた「国立大学法人・大学共同利用機関法人の平成23年度に係る業務の実績に関する評価の概要（案）」もご用意しております。資料については以上です。

○委員長 まず「実績報告書作成要領（案）」について検討したいと思います。前回の本委員会で、「実績報告書作成要領」の改定に当たり検討すべき事項の方向性についてご議論いただきましたが、ワーキンググループにおいて、本委員会での意見を踏まえて、現況分析に当たって示す留意点などについて再度ご検討いただいております。

また、その検討結果を取りまとめた上で、併せて「実績報告書作成要領（案）」を作成いただいております。副委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

○ それでは、ワーキンググループでの検討状況についてご説明いたします。

ワーキンググループでは、国立大学法人等が実績報告書を作成する際に参考とする「実績報告書作成要領」の改定に関する諸課題について、5点ほどに課題を整理して検討を進めてまいりまして、前回、その結果を本委員会でご報告いたしました。

それらの検討結果に基づいて、先生方にご意見をいただきましたので、その意見を踏まえながら、現況分析に当たって示す留意点を中心に、再度検討をいたしました。その再度の検討結果が資料2-1と資料2-2にまとめられています。

その資料2-1と資料2-2に示された見直しの方向性を踏まえた上で、「実績報告書作成要領（案）」を作成しております。

また、「実績報告書作成要領」を改定したことに伴って、「評価実施要項」も改定が必要になりますので、併せてその改訂案も用意しています。それらが資料2-3から2-6までとなっております。

詳細につきましては事務局からご説明いただきます。

● お手元の資料2-1をご覧ください。ご紹介いただきましたとおり、ワーキンググループでは「実績報告書作成要領」の改定に当たりまして、5点ほど見直すべき点を抽出いただきまして、その方向性をご議論いただき、前回の本委員会においてご報告をいただき、ご審議をいただきました。

改めて5点の見直しの方向性についてご紹介いたします。まず、資料2-1の1点目、「法人が行う自己判定の範囲」です。この論点につきましては、法人側からは中期計画ごとの判定と判断理由を示して欲しいというご要望、また評価者からは、小項目の段階で自己判定をする第1期中期目標期間評価の方式では成果の記述が不明瞭になる傾向があり、評価をしにくいというご指摘をいただいています。

こういった状況を踏まえて、前回は、中期計画ごとに、第2期中期目標期間評価については3段階での自己判定と、その判断理由を記述いただく方式に変えることについて、また、これに伴いまして、小項目、中項目ごとの自己判定と、判断理由の記述は廃止するという方向性について、ご審議をいただきました。

また、達成状況評価と同様に、学部・研究科等の現況分析につきましても、分析項目と観点が集約されていることも踏まえまして、第1期中期目標期間評価で分析項目ごとに自己判定をしていた方式を見直して、第2期中期目標期間評価については、観点ごとに3段階での自己判定と判断理由を記述する方式に見直すことについて、また、これに伴いまして、分析項目ごとの自己判定と判断理由の記述は廃止するという方向性についてご審議いただきました。

2点目の論点は「現況分析における根拠資料、データ例について」です。この論点としましては、分析項目・観点について、第2期中期目標期間評価における簡素化・集約化に

伴う見直しに加え、第1期中期目標期間評価よりも更に法人が自己分析をしやすくなるような根拠資料やデータの示し方の工夫が必要ではないか、ということについてご審議をいただきました。

「教育成果の状況」について、一定の記述、あるいは根拠資料・データ等を必須として位置付ける必要があるのではないかと、ということについてご審議をいただいた上で、観点ごとに求められる記述内容や資料、データ等、分析に当たっての留意点を更にわかりやすく示す工夫をすること、また、「教育成果の状況」について、在学中や卒業・修了時の状況から判断される学業の成果を把握するための取組とその分析結果、及び卒業・修了後の状況から判断される学業の成果を把握するための取組とその分析結果については、必ず記述を求めるという方向性についてご審議いただきました。

3点目の論点は「文字数等の上限について」です。第1期中期目標期間評価の文字数の上限設定については、法人からの肯定的な意見は3割程度であったということ、一方で、評価者からは適切な分量であるという回答いただいていたことを踏まえて、第2期中期目標期間評価について見直しをする必要性があるか、という論点でした。

この点につきましては、見直しの方向性としては、第1期中期目標期間評価の文字数等の上限を踏襲するというご審議いただいております。

4点目の論点は、「ウエイトについて」です。第1期中期目標期間評価につきましては、各法人が設定する中期目標・中期計画の数がかなり多かったという状況を踏まえ、ウエイト方式という評価方法を取り入れていました。このウエイト方式について、第2期中期目標期間評価の中期目標・中期計画数が大幅に減少しているという状況変化を踏まえて、どのような見直しが必要か、ということについてご審議いただきました。

見直しの方向性として、第2期中期目標期間評価については、ウエイト方式に替えて新たに設けることとしている「個性の伸長に向けた取組」を中期計画の段階判定時に積極的に評価する、という方式に見直しを図るという方向性をご審議いただきました。

5点目は「研究業績水準判定について」です。こちらの論点につきましては、研究業績水準判定に係る提出資料等について、更なる評価の効率化のためにどのような見直しを図るか、という論点となっています。

また、法人からの要望として、「学術的意義」と「社会、経済、文化的意義」の区分、双方の意義を有する場合の取り扱いの弾力化が求められていましたが、その点をどうするか、といったことについてもご審議いただいております。

更に、「SS」及び「S」の判定基準の明確化についてどのように対応するかという論点についてもご審議いただいております。

見直しの方向性として、資料の効率化に関しては、これまで5表あったものを1表に整理するような形式に見直すということ、また、提出方式について、紙媒体から電子媒体に変更するという見直しについてご審議いただいております。

また、「学術的意義」、「社会、経済、文化的意義」については、双方の意義を有する

場合は双方の区分での提出を認めるという方向性について、「SS」及び「S」の判定基準の明確化については、それぞれについて判断基準を明記するという形での見直しを図るという方向性についてご審議いただいております。

これらの論点を1月の本委員会でご審議いただきまして、このうちの「2. 現況分析における根拠資料・データ例について」を除く各論点の見直しの方向性につきましては、ご了承をいただいております。「現況分析における根拠資料・データ例」については、前回の本委員会においていただいた意見を踏まえ、ワーキンググループで再度検討いただきました。

お手元の資料2-2の5頁をご覧ください。第2期中期目標期間評価については、教育成果の状況について、在学中や卒業・修了時、あるいは卒業・修了後の状況から判断される学業の成果を把握するための取組とその分析結果について、必ず記述を求めるという点については前回の本委員会にてご了承いただいております。

一方で、資料2-2の5頁についてですが、観点2-2の「進路・就職の状況」に関して、記述内容例を枠囲いで示しています。記述内容例の2点目で、前回の本委員会でご審議いただいた記述内容例として、「在学中の学業の成果に関する卒業・修了生及び進路先・就職先等の関係者への調査結果とその分析結果」と示していました。

この記述内容例の表現に関しまして、前回の本委員会において、企業に大学からアンケート調査が多数送られるという状況になるのではないかと、というご意見を頂戴いたしました。この点に関しましてワーキンググループでご審議いただいた結果、「調査結果」となっていたものを、アンケート調査というものが過剰に想起されないように、「意見聴取等の結果」と修正してはどうか、という案が、ワーキンググループでおまとめいただいた見直しの案です。

本日はこの形で見直した内容と、既にご了承いただいている1点目、3点目、4点目、5点目の各論点の見直し案を盛り込んだ「実績報告書作成要領（案）」を作成しております。そちらについても併せてご説明いたします。

お手元の資料2-3をご覧ください。今回、資料2-1にまとめました5つの論点に伴う改定とともに、昨年本委員会でおまとめいただいた「評価実施要項」の変更に伴いまして、当然変更すべき点もありますので、その点も併せて案を示しております。

資料2-3の1頁につきましては、「評価実施要項」の変更に伴いまして、必然的に変更すべき箇所を列挙しております。例えばスケジュールやプロセスの変更の部分に伴う改定、あるいは、研究業績水準判定の資料の提出時期の変更等です。こちらにつきましては、必然的に変更すべき点ですので、説明は割愛いたします。

資料2-3の2頁をご覧ください。2頁が、資料2-1の5つの論点に伴う改定の具体的な記述の部分の列挙したものです。お手元の資料2-4をご覧くださいながら説明いたします。

まず1点目の論点は「法人が行う自己判定の範囲の変更」です。この点につきましては、資料2-4の19頁をご覧ください。19頁の下の部分に、「3 中期計画の分析・判定」

という項目があります。この項目の中で、中期計画の実施状況を、まずは根拠資料となるデータを明示して記述した上で、中期計画ごとに3段階の判定を行い、判断理由を記述してください、という形で修正を図っている点がまず1つあります。

また、資料2-4の20頁「4 中期目標の分析・判定」の項目について、国立大学法人が提出する達成状況報告書では、小項目、中項目、大項目ごとの達成状況の判定は求めないという説明を追記しております。

次に、現況分析の自己判定の範囲の変更に伴う変更箇所です。こちらにつきましては、お手元の資料2-4の4頁をご覧ください。4頁の中央上部あたりに、「「教育の水準」の分析・判定」という項目があります。この「(1) 観点ごとの水準判定」において、まずは観点ごとの状況について、根拠資料となる資料、データを明示し、記述いただいた上で、観点ごとに3段階の判定を行い、判断理由を記述するという旨を記述しました。また「(2) 分析項目ごとの水準判定」において、観点ごとに自己判定をしてもらうことに伴い、分析項目ごとの水準判定は求めないということを、アンダーラインを引いて明示するように変更しています。

2点目の論点は「観点ごとに求められる記述内容やその例示等、分析に当たっての留意点等の明示」に関する修正箇所です。この点については、お手元の資料2-4の28頁をご覧ください。「教育の水準」については28頁から29頁にかけて、「研究の水準」については30頁から31頁にかけて、それぞれの観点ごとの分析に当たっての留意点を記述しています。これについては、資料2-2で新旧対照表として示した第2期中期目標期間評価の記述を盛り込んでいます。

この点について、先程ご報告しましたように、前回の本委員会での指摘を踏まえて、ワーキンググループで見直しを図っていただきました観点2-2の部分が、資料2-4の29頁の記述内容例の2点目です。「在学中の学業の成果に関する卒業・修了生及び進路先・就職先等の関係者への意見聴取等の結果とその分析結果」という記述になっております。

3点目の論点は「字数の上限の第1期中期目標期間の設定の踏襲」です。この点については、第1期中期目標期間評価の字数制限等を踏襲するという見直しの方向性を頂戴しておりますので、第1期中期目標期間評価と同様の記述となっております。

4点目の論点は「「個性の伸長に向けた取組」の積極的評価によるウエイト方式の廃止」についてです。ウエイト方式に替えて、「個性の伸長に向けた取組」欄を活用するという見直し案をまとめております。これに伴う記述の変更としては、資料2-4の19頁から20頁にかけてですが、まず20頁「(2)留意事項 ①」をご覧ください。「個性の伸長に向けた取組」について、中期計画の実施状況の記述あるいは自己判定の際に、「その関連が明確に理解できるよう、実施状況を記述してください」としていまして、法人に「個性の伸長に向けた取組」と関連を有する中期計画を明確に紐付けさせる記述になっております。

5点目の論点は「研究業績水準判定に係る様式の変更、判断基準の明示等」についてです。こちらの論点、1点目は書式の見直しについてです。こちらにつきましては、資料2-4の32頁から33頁をご覧ください。32頁から33頁に、これまで5つの表があったものを、1つの表として見直したフォーマットを記載しております。

また、「学術的意義」と「社会、経済、文化的意義」の双方の区分での提出を認めることについて、33頁の「選定した研究業績」リストの業績番号4番の部分に、⑧の「学術的意義」、「社会、経済、文化的意義」のそれぞれについて、自己判定の併記を認める記述例を追記しています。

また、判断基準の明確化については、資料2-4の11頁をご覧ください。11頁の下の部分の枠内に、研究業績の判断基準について記述しております。具体的には、12頁に注1)、注2)として判断基準を明記しております。

以上のように、ワーキンググループまた本委員会において方向性をまとめていただきました案を、「実績報告書作成要領(案)」に具体的な記述として反映しております。

また、「実績報告書作成要領」の改定に伴いまして、「評価実施要項」についても修正すべき箇所があります。この点についても、本日併せてご覧いただきまして、ご審議ください。

「実績報告書作成要領」の改定に伴う、「評価実施要項」の改定については、お手元の資料2-5をご覧ください。

まず1点目は、法人が行う自己判定の範囲が変更されたことに伴って、「評価実施要項」も記述を変更する必要がある部分です。資料2-6の11頁「(2)分析項目ごとの水準判定」について、分析項目ごとの自己分析・判定から、観点ごとの自己分析・判定に変更されています。

資料2-6の14頁、16頁の変更については、研究業績水準判定の資料を集約して1表にまとめた関係で、提出の必要がなくなった業績リストについて、記述を削除するという修正です。

資料2-6の22頁、達成状況については、小項目、中項目ごとの自己判定を廃止することに伴って、関連の記述を削除するという変更です。

以上のように削除、あるいは追記・修正をした改訂案が、お手元の資料2-6です。

本日は、これらにつきましてご審議いただきたいと思います。

○委員長 それでは「実績報告書作成要領(案)」について、資料2-1にワーキンググループにおいて議論いただいた見直しの方向性がそれぞれに示されていますので、ご覧ください。

加えて、資料2-2から2-6まで、資料2-1の検討すべき事項に関連する様々な変更等が示されています。資料2-1から2-6までどれでも結構ですから、既にご議論していただいたことも含めて、改めてご議論ください。

例えば、資料2-2の5頁、資料の2-4の29頁「教育成果の状況」における「進路・

就職の状況」について、「進路・就職状況、その他の状況から判断される在学中の学業の成果」という記述内容例ですが、進路・就職状況から学業の成果を判断するという点について、具体的にはどのような方法で判断をすればいいのでしょうか。進路・就職状況について言えば、その時々々の経済界の状況、それから社会の動向にも左右されます。バブル時代は工学部を卒業した学生たちが、工学系の企業に就職せずに、証券会社や銀行といった金融機関に就職したケースが多々ありました。昨今の金融機関の状況を配慮すると、その人たちの今の状況はかなり厳しいかも知れません。ですから、そう考えると、就職状況等から学業の成果を具体的にどのように判断すればよいのでしょうか。

○ 前回の本委員会でも申し上げたのですが、進路・就職について評価をする際に、1つの指標として卒業生がどういった企業に就職しているのか、ということについてがあり、またもう1つの指標として、ある大学にはどういった学生が入学してくるのか、ということについてがあり、そういった評価については、本機構の教育研究評価において実施しなくても、世間一般にて実施されているでしょう。そういう意味においてはかなり難しい問題ではあるけれども、卒業生が就職した後になんか把握することや、また、その時々々の社会や経済の状況とどれくらいの乖離があるかを把握することができなくても、卒業生の就職率が高いということは、良質な卒業生を輩出し続けていれば、その大学の卒業生を採用する企業も増えるという傾向であると考えれば、1つの指標にはなるのではないのでしょうか。

○委員長 卒業生の進路・就職については、社会の経済的な状況とかなり連動している部分があると思います。

○ 就職率も明快な1つの指標だと思います。ただ、就職率のように、必ず数字として表れる成果ではないとしても、例えば大学時代に受けた教育や経験から、企業に就職するという形以外で活躍をしているという事例は、全体における割合で言えば少数に過ぎなくても、重要なことではないのでしょうか。

○委員長 もう少し具体的な例を挙げていただけますか。

○ 例えば、非営利の国際的な活動や、アーティストとしての活動等、就職率という数字には表れないケースです。

○委員長 卒業生の進路のその先をどう評価していくかということでしょう。就職も1つの成果でしょうし、例えば、就職という成果ではないけれども、国際貢献を目的に外国に行くことも1つの成果といえるかも知れません。

○ やはり学業の成果、いわゆるラーニングアウトカムズについてですが、これに関しては、世界的にもかなり議論がなされているのではないのでしょうか。そういった議論をある程度踏まえて、この「実績報告書作成要領（案）」を作成したと思うのですが、学業の成果というのは、大学自身がどういう成果を出したのかということと、卒業生自身が在学時にどのように成長したのかということと、何らかの形で分析し、それらを総合的に考える試みが必要だということが言われています。

ただ、成果については数値化される面と数値化されない面があります。また、卒業時にすぐには数値化されないとしても、卒業して2、3年経過してから効果が現れるようなことであればまだしも、卒業して30年、40年経過してから効果が現れるようなことになると、そういった成果について数値化、非数値化を考えること自体、捉えどころがなくなってしまうのではないのでしょうか。

こういった数値化、非数値化についてはどの程度議論されているのでしょうか。

● まず、大学自身、あるいは学部・研究科等自身が、それぞれ学業の成果についてどのように考えているかをまずきちんと実績報告書に書かせるということが大きな目的の1つです。例えば、就職率が高ければ成果があがっているとみなすなど、具体的な基準を本機構にて定めているわけではありません。もちろん、大学や学部・研究科等の考え方によっては、ある1人の卒業生が傑出した業績を上げているということを成果とみなすことがあってもよく、1人の業績は成果として認めることができないと言うつもりはありません。大学や学部・研究科等が自分たちなりの成果を考えて、実績報告書に記述してください、というのが第1点です。

第1期中期目標期間評価のときも同じような議論がありました。法人ごとに表現は違いましたが、法人から提出されてきた成果は非常に個性豊かでしたし、それぞれ非常に説得力があったと思います。

例えば、ある地域の法曹界に人材を供給するということが目的として記述されていて、実際にどれくらいの卒業生が地域の法曹界に就職しているのか、データが示されたケースもありましたし、ある学部に対する求人状況について、毎年継続的に優良な企業からこれだけの求人があるというリストを10年分提出してきたケースもありましたし、ある学部の出身者がノーベル賞を受賞したということを成果として提出してきたケースもありました。

それぞれの大学や学部・研究科等が、ラーニングアウトカムズについてどのように考えるかによって、成果として提出されるデータは様々です。非常に短い期間における分析のデータもありましたし、非常に長い期間における分析のデータもありました。ここで非常に重要なのは、それらのデータや状況をどのように自分たちが分析しているか、実績報告書にきちんと書いてもらうことです。その上で、その分析の妥当性について本機構が実施した評価が、第1期中期目標期間評価だったのではないかと思います。

学業の成果について示すことが難しいことは事実ですが、それぞれの組織がどういったことを学業の成果として考えているのか、きちんと社会に示すことも必要ではないかという配慮もあり、現在の形で教育研究評価の中に盛り込まれているとご理解いただければと思います。

○委員長 大学ごとに、または学部・研究科等ごとに、教育の人材育成の基本理念を実績報告書にきちんと書いて、その上で、その理念に沿った学生が育ったかどうかということが、学業の成果の尺度の1つであるということでしょうか。



ただし、その尺度についてどう評価するかというのは、卒業生の就職先や進路先も含めて、考えればよいのではないのでしょうか。ですから、まず教育の方針、人材育成の方針ありきで評価を実施すると考えればよいのでしょうか。

● そのとおりです。

○委員長 他に何かございますか。

○ 資料2-4の32、33頁の研究業績説明書の例ですが、業績番号1の例、業績番号2の例、いずれも「日本〇〇学会の学会賞の対象となった論文である」という旨の記述がありますが「学会賞」という表現は例示として限定的になり過ぎるので、「〇〇賞」という表現の方が相応しいのではないかと思います。

○委員長 「実績報告書作成要領（案）」について、只今頂きましたご意見も含めて、必要に応じて修正したいと思います。具体的な修正等の内容につきましては、私にご一任いただければと思います。

なお、「実績報告書作成要領（案）」については、3月中旬から4月下旬を目途に、法人及び社会に広く意見を求めるため、パブリックコメントを募集します。寄せられたパブリックコメントを踏まえ、再調整が必要な場合は、次回の本委員会で再度ご議論させていただきます。

また、寄せられたパブリックコメントへの対応については、引き続きワーキンググループにて検討いただきたいと思います。

それでは本日2点目の論点、「評価作業マニュアルの改定に当たり検討すべき事項について」です。

この議題についても、評価の方向性等についてワーキンググループにおいて検討を進めておりますので、副委員長よりご報告をお願いします。

○ 前回の本委員会にて、この議題につきましてご説明申し上げましたことは、本日の資料3-1「評価作業マニュアルの改定に当たり検討すべき事項について（案）」に、検討すべき事項の案を11項目挙げています。この「評価作業マニュアル」の改定に係る諸課題11点について、これから検討を進めていくことを前回の本委員会でご報告しました。その検討の基本姿勢として、「評価実施要項」及び「実績報告書作成要領」について、第1期中期目標期間評価時から改定をした事項がありますので、当然それら改定の方向性に基づいて、「評価作業マニュアル」の見直しの課題を検討していくということです。

そして、前回の本委員会後、ワーキンググループにて実際に検討を始めました。資料3-1の第1番目の項目「特定の取組・計画等の評価方法について」、前回のワーキンググループではこの項目についての議論に留まりました。本日その議論の内容についてご報告することになりますが、詳細については事務局から説明があります。

● 前回のワーキンググループにて、評価の作業を具体的にどのような手順で進めていくかということを示したマニュアルである「評価作業マニュアル」についての審議を始めしております。

前回のワーキンググループにおいては、11の論点のうちの1点目、「特定の取組・計画等の評価方法について」審議を開始しております。

審議の状況を説明しますと、論点といたしましては、国立大学法人等の第2期中期目標期間評価については、文部科学省国立大学法人評価委員会において、評価全体の基本設計を「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」として定めています。

これは、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う各法人の業務、あるいは財務に関する実績も含めた中期目標期間評価全体の設計について定めた要領です。

この「実施要領」の中で、本機構が実施する教育研究評価について2点ほど要請があります。1点目が「実施要項」の「概要」にある「各法人の質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価する」という点です。この点は、教育研究評価だけでなく、第2期中期目標期間の業務実績評価全体に関わってくる点となっております。

また、2点目の要請は、「実施要領」の「実施方法」にある、教育研究評価を行うに当たっては、「教育研究の特性を踏まえつつ、各法人の目的によっては、教育研究の成果が、世界的な高水準の達成や国際的な競争力の向上を目指す観点から、適正に評価するよう配慮する」という記述についてです。

これら2点の文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に対して、具体的な評価方法、あるいは評価手順をどのように工夫していくのかという部分についてご審議いただいております。

また、第2期中期目標期間評価において実績報告書に新設することになっております「個性の伸長に向けた取組」欄、あるいは「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」欄について、記載された取組を具体的にどのような方法で評価するかということについても、前回のワーキンググループでご審議をいただいております。

まず論点をご紹介します。論点の1点目は、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請への対応について、まず1つ目、「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」をどのように決定していくのか。あるいは決定した目標・計画等を教育研究の状況の評価において具体的にどのように評価を行っていくかという点です。

また2つ目は、「実施要領」において「教育研究の特性を踏まえつつ、各法人の目的によっては、教育研究の成果が、世界的な高水準の達成や国際的な競争力の向上を目指す観点から、適正に評価するよう配慮する」とされていますが、具体的にどのような方法で評価を行うかという点です。

また論点の2点目は、「評価実施要項」の改定に伴う対応についてです。第2期中期目標期間評価において新たに設ける「個性の伸長に向けた取組」欄、あるいは「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」欄に記載された取組について、具体的にどのような方法で評価するか、また、それぞれについて中期計画の段階判定との関係をどのように考

えるか、という点が論点となっています。

これらについて具体的な評価方法の案を事務局で提示させていただいて、ワーキンググループにてご審議をいただいております。事務局から提案させていただいた案については、資料3-2にまとめております。「国立大学法人評価委員会の要請への対応」について「戦略性が高く意欲的な目標・計画等について適切に評価する」という点、また更に、「世界的な高水準の達成や国際的な競争力の向上」の点について、具体的にどのように評価をしていくのか、案を示しています。

本委員会でご審議いただく内容については、机上資料「国立大学法人・大学共同利用機関法人の平成23年度に係る業務の実績に関する評価の概要（案）」という、文部科学省国立大学法人評価委員会総会の資料をご覧ください。

文部科学省国立大学法人評価委員会が実施する年度評価においては、各法人に対するヒアリングを毎年度実施しているのですが、そのヒアリングを踏まえて、各法人の目標・計画の中で、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」を特定する作業が進められています。

この机上資料にて示されているのは、平成23事業年度に係る業務実績の評価において抽出された「戦略性が高く意欲的な目標・計画」です。現在、こういった方式で文部科学省国立大学法人評価委員会と各法人の共通理解に基づいて、どれが「戦略性が高く意欲的な目標・計画」なのかという特定作業が進んでいる状況です。

このため、論点の1点目について、見直しの案としては、評価の方向性として、文部科学省国立大学法人評価委員会が「戦略性が高く意欲的な目標・計画」として抽出した目標・計画等については、教育研究評価においても「戦略性が高く意欲的な目標・計画」として扱うこととしてはどうか、ということワーキンググループにてご審議いただいております。

その上で、教育研究評価において、各法人が作成する実績報告書に、文部科学省国立大学法人評価委員会抽出された「戦略性が高く意欲的な目標・計画」の取組状況を必ず記述させることとし、評価者は、法人が実績報告書に記載してきた「戦略性が高く意欲的な目標・計画」について、中期計画の段階判定において、達成状況の他に当該計画実行のプロセスや成果の内容を踏まえつつ、積極的に評価を行うこととしてはどうか、また、当該中期計画が計画どおり実施できていない場合においても、教育研究の質の向上、あるいは高い教育研究水準が確認できる場合は、中期目標・中期計画が達成されていないことのみをもって不十分とは判定しないこととしてはどうか、ということについて、また、これらの取り扱いを評価者及び法人双方の共通理解とするために、これらの取り扱いについて中期計画に係る段階判定の考え方に明記してはどうか、というのがワーキンググループでご審議いただいている案です。

「世界的な高水準の達成や国際的な競争力の向上」に関しましては、評価の方向性として、教育研究の成果について、国際的な視点から判断して極めて高い教育研究水準の実現が認められる場合、あるいは第1期中期目標期間末と比較して、教育研究について大きな

質の向上が認められる場合には、中期計画の段階判定において、「非常に優れている」と判定してはどうか、ということについて、また、「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」と同様に、これらの取り扱いについても、評価者及び法人双方の共通理解を図るために、「中期計画に係る段階判定の考え方」に明記することとしてはどうか、ということについて、ワーキンググループにてご審議いただいております。

論点の2点目、「評価実施要項」の改定に伴う対応について、第2期中期目標期間評価にて実績報告書に新たに設ける「個性の伸長に向けた取組」欄、あるいは「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」欄に記載された取組についてどのように扱うか、ということですが。

ワーキンググループにてご審議いただいたのは、「個性の伸長に向けた取組」欄に、法人に、取組の内容等とともに、特に関連する中期計画の番号を必ず記述してもらうこととしてはどうか、という案です。具体的には、「個性の伸長に向けた取組」に該当する中期計画の自己分析・判定において、当該中期計画の実施によって、具体的にどのような個性がどのように伸長したのかを法人に必ず記述させた上で、評価者が当該中期計画の成果が確かに個性の伸長に大きく寄与していると判断できる場合においては、「非常に優れている」と判定するという取り扱いとしてはどうか、という案です。これについても、中期計画の段階判定の考え方として明記するという対応について、ワーキンググループにてご審議いただいております。

最後に、「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」欄に記載された取組の取り扱いについてです。この点に関しまして、「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」が中期計画として位置付けられている場合は、当該中期計画として段階判定をいたします。

一方で、個別の中期計画との関連性が直接はない取組が、この「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」欄に記述された場合にどのように取り扱うか、という問題があります。そのような場合の取り扱いとしては、やはり中期計画との直接的な関連がなければ、取組自体を段階判定することはできないのではないかと、ということ、評価の方向性として示しております。その上で、評価者によって、顕著な取組がみられると判断される場合には、特記事項として抽出するという対応としてはどうか、ということについてワーキンググループでご審議いただいております。

また、この特記事項の抽出に当たっては、「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」に係る特記事項の抽出基準を別途作成してはどうか、ということについても、前回のワーキンググループでご審議いただいているところです。

前回のワーキンググループでは、これらの案に関して、委員より幾つかご意見を頂戴しております。それらのご意見の内容が資料3-3にまとめられているものです。

資料3-3について、例えば、法人がより「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」を策定しやすいように、評価時において中期目標・中期計画どおりの成果が上がっていかなくて

も、そのプロセスを考慮して判定することは重要である、というご指摘をいただいております。

また、法人の取組を国際的な視点から判断する場合、法人によっては当該取組について諸外国の状況に配慮し、国際的な進捗の度合いと照らし合わせた上で、厳密に評価していくことが求められているのではないか、というご指摘をいただいております。

更に、研究においては「世界的な高水準の達成」というものを定量的に示すことができるかも知れないが、教育においては具体的にどのような取組や成果が「世界的な高水準の達成」として想定できるのか、というご指摘をいただいております。

また、「世界的な高水準の達成や国際的な競争力の向上」については、法人の規模・状況に配慮し、法人の努力がその目的に沿って適正に評価されるべきである、というご指摘もいただいております。

「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」については、特記事項の抽出基準を別途作成するとあるが、具体的にどのような抽出基準が考えられるのか、といったご質問もいただいております。

論点全体に関しては、第1期中期目標期間評価との違いとして、法人の目的に応じて「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」、あるいは「世界的な高水準の達成や国際的な競争力の向上」、「個性の伸長に向けた取組」といった多様な視点から評価を行うことで、法人の個性を尊重するということを、法人が前向きに改革に取り組んでいけるようにメッセージとして明確に伝えていくことが重要ではないか、というご意見をいただいております。

前回のワーキンググループでは、まだ案として確定するには至りませんでした。進捗状況としては以上のような方向性でご審議をいただいているところです。

○委員長　もう一度説明をまとめますと、資料3-1が「評価作業マニュアルの改定に当たり検討すべき事項について」、ワーキンググループにて挙げていただいた11の論点を示したものであり、そのうちの1番目、資料3-2「特定の取組・計画等の評価方法について」本日は議論していただきたいということです。

資料3-2は、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請である「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」及び「世界的な高水準の達成や国際的な競争力の向上」、及び「評価実施要項」の改定に伴う対応である「個性の伸長に向けた取組」と「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」について示しています。そしてワーキンググループにおける実際の議論の内容が、資料3-3に示してあるということです。

確認しておきたいのですが、机上資料として示されている、文部科学省国立大学法人評価委員会が抽出した「戦略性が高く意欲的な目標・計画」について、本機構が実施する教育研究評価において、具体的にどのように取り扱えばよいのでしょうか。

● 先程もご紹介しましたように、文部科学省国立大学法人評価委員会が、平成23年に「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」として、第2期中期目標期間の業務実績評価について全体設計を定めておられ

ます。その中に、「戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価する」という文言は盛り込まれていたものの、第2期中期目標期間において策定されている各法人の目標・計画の中のうち、どれが「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」であるか、具体的にどのような方法で決めていくのか、ということについては、この「実施要領」が定められた時点では明確になってはいませんでした。

そういった状況を踏まえ、現在、平成23年度に係る業務の実績に関する評価から、文部科学省国立大学法人評価委員会と各法人の共同の取組として、第2期中期目標期間評価の中で、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」を、法人自身はどれを「戦略性が高く意欲的な目標・計画」と考えるか、文部科学省国立大学法人評価委員会ではそれらの目標・計画についてどう考えるか、というコミュニケーションを図った上で、法人と文部科学省国立大学法人評価委員会の共通理解として第2期中期目標期間における「戦略性が高く意欲的な目標・計画」を特定する作業が行われているところです。

そういった状況も踏まえ、法人と文部科学省国立大学法人評価委員会とのコミュニケーションの中で抽出された「戦略性が高く意欲的な目標・計画」について、平成28年度にこの国立大学教育研究評価委員会が実施する教育研究評価においても、それらの目標・計画を前提とした評価を行うこととしてはどうか、ということが、ご審議いただきたい内容です。

○委員長　しかし今後、本機構が実施する教育研究評価においては、文部科学省国立大学法人評価委員会が抽出した目標・計画以外にも、「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」として追加して認めることはできるのでしょうか。それが認められないと、現在目標・計画が抽出されていない法人は、「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」について、この先、努力のしようがないのではないのでしょうか。

●　文部科学省の説明によれば、平成23事業年度の年度評価の中での聴取ではあるものの、第2期中期目標期間の中期目標・中期計画全体として、どれが「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」なのか、特定作業を行ったということですので、今後、毎年多くの目標・計画が新たに「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」として追加されるという状況は、あまり想定できないのではないかと考えております。

○　この「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」について、第2期中期目標期間においては、目標・計画全てを「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」として設定しようということなのか、それとも、まず一般的な目標・計画を設定しておいて、それ以外に「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」を別途設定しようということなのか、どちらなのでしょう。

●　例えば、ある中期目標について6年間実施した取組が、当初の達成目標に少し及ばなかった時、達成状況だけを考えると「不十分である」と判定される可能性があります。ですが、戦略性が高く意欲的な目標・計画に関しては、達成状況以外の点について配慮す

る必要があるのではないか、という議論が、文部科学省国立大学法人評価委員会での「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」の取り扱いについての発端です。

その際にも議論になりましたが、目標を達成してはいないが、目標自体が「戦略性が高く意欲的な」ものについて配慮して評価するということは、評価者としては非常に難しいことなのではないでしょうか。ある目標・計画について、本当にこれが「戦略性が高く意欲的な目標・計画」だったのか、それとも、達成が困難なだけの目標・計画だったのかについて、第三者が判断することは非常に難しいと思います。

勿論、中期計画どおりに取組が実施されていて、しかもその中期計画が非常に意欲的である場合には問題はないわけです。本機構が実施する教育研究評価における「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」についての配慮は、中期計画どおりに取組が実施されていないものが前提だということをご理解いただければと思います。

○ 例えば、ある企業では計画や目標を作成するときに、その初期の段階で、目標自体の難易度について社長等と徹底的に議論をして、その上で目標を決定し、取組が終わった時点で目標が達成できたかどうか、という評価をしています。その間、状況がどのように変化したか、という度合いも評価していきます。

第2期中期目標期間評価においては、ある目標が「戦略性が高く意欲的な」ものであるか、取組を実施した後から評価されることになるのではないのでしょうか。目標自体について「戦略性が高く意欲的な」ものではないと後からわかるのでは、法人にとって厳しいのではないのでしょうか。

平成23年度に係る業務の実績に関する評価については、法人と文部科学省国立大学法人評価委員会とで共通理解を図り、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」について特定の作業が進んでいるようですが、その際、法人が「戦略性が高く意欲的な目標・計画」として主張した目標・計画の内容について、文部科学省国立大学法人評価委員会から意見が述べられるようなことはあったのでしょうか。

● 机上資料に「戦略性が高く意欲的な目標・計画」を設定しているとして挙げられている28法人ですが、これらの取組の中には、既に何らかの特別な予算措置がされているものもあるのではないのでしょうか。例えば、現在「戦略性が高く意欲的な目標・計画」に選ばれている取組の中に、来年度新たに予算措置がなされる取組があるかもしれませんし、また、今年度予算措置がなされた取組の中に、現在「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」に選ばれていない取組もあるのではないのでしょうか。ですから、予算措置について配慮すると、今の机上資料に示されている取組だけで本当に「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」を確定できるのででしょうか。

もう1点は、何らの予算措置がなされていなくても非常に戦略性の高い取組もあるかも知れません。その場合、当該取組の成果についてはどう判断すればよいのでしょうか

◎ 「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」について、机上資料に挙げられている目標・計画だけで確定なのか、というご質問ですが、これらの取組を抽出する際には、第2期中

期目標期間で法人が設定した目標・計画の中で、戦略性があると考えているものは何か、法人自身に確認しました。その中期目標・中期計画を踏まえてどういう取組を実施しているかをここに挙げさせていただいたものです。それから、今後新たに「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」が追加されることがあり得るのではないかと、というご質問ですが、今ある中期目標・中期計画から追加を認めることはないと考えているのですが、法人がこれから中期目標・中期計画を変更してでも取り組みたいという事例があれば、追加する余地はあり得るだろうと考えております。

○ 例えば、予算がつけられた取組と予算がつけられていない取組があった場合、たとえ取組の結果が同じ水準まで達していても、予算の有無が評価に反映されるのでしょうか。

○ 委員長 予算について、教育に関してはあまり議論していないけれども、研究に関してはいろいろところで議論されています。既に多額の予算がついている法人の研究と、あまり予算がついていない法人の研究を比較することは難しいのではないのでしょうか。

○ 予算の裏付けがある方が中期計画・中期目標を作成しやすいということも、あり得るかもしれません。

○ 「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」と、大学が持っている基本的な2つのミッションである教育と研究、要するに将来活躍する人を育てるといふ、その問題との関連についてなんです、どの法人でも世の中に誇れる部分が必ずどこかにあるでしょう。同時に、どの法人にも標準に至らない、できるだけ短期に克服したい部分があり、そのためにも戦略性が必要なのではないのでしょうか。ある法人にとっては取るに足らないことでも、ある法人にとっては喫緊の課題だということもあるのではないのでしょうか。この机上資料に示されている取組には、そういうものが含まれていないのではないのでしょうか。

また、教育に関して言えば、学生がどう育っていったか、ということについてですが、研究に関しては、研究成果をいろいろ評価する仕組みは様々にあるので、ある程度定量的に成果を測ることができるでしょう。

教育に関して言うと、成果についてどういう方法で評価していけばよいのでしょうか。今日のご意見では、それぞれの大学が人材育成の基本理念をどのように持つか、ということだけに集約され、それぞれの基本理念を明確にした上で実現に向けて努力していくということですが、その際にも戦略性が必要になるのではないのでしょうか。結局全て、研究開発だって、人材育成だって、その組織にとって弱い部分を克服することは戦略性がなければできないのではないのでしょうか。特に人材育成というのは長い期間を必要とするので、これはいくら工夫しても足りないほどでしょう。

教育に関しては、成果としてすぐにわかるのは就職率ということになります。もう少し長い期間で評価をするなら、別の指標があるかも知れません。そういうことを踏まえたときに、結局ここで言う「戦略性」の定義についてどう考えたらよいのでしょうか。

○ 委員長 「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」、それから「個性の伸長に向けた取組」、どちらも非常に重要な点だと思います。特に「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」



については、一般化された基準で評価するのか、それとも法人の個別の状況に基づいて評価するのか、という議論だと思います。この机上配付に取り上げられた取組については、かなり一般化された基準に基づいて戦略性を選んでいるのではないかと、思いました。これに対して、個々の法人にはそれぞれ独自の「戦略性」があるのではないのでしょうか。それについては「個性の伸長に向けた取組」で記述するのでしょうか。

● 机上資料に示されているのは、文部科学省国立大学法人評価委員会が選んだ取組なので、それらの取組を本機構としてどう取り扱うかは本委員会で議論する必要があります。しかしそれは別として、基本的に、本機構が評価すべきなのは、法人が作成する実績報告書ではないのでしょうか。実績報告書の中に、「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」について、法人がどのように位置付けてくるか、ということの評価すべきだと考えています。

したがって、もしも文部科学省国立大学法人評価委員会が取り上げた取組が、法人にとって本当に戦略的である、意欲的である、ということであるなら、必ず法人は、取組や達成状況も含めて実績報告書に記述してくるだろう、ということ为前提として考えています。

文部科学省国立大学法人評価委員会が取り上げた取組を本機構が改めて評価するというのではなくて、法人が一般的な意味での戦略で、重要だと考えて実施している取組については必ず実績報告書に記述してくるはずなので、その取組について本機構は評価するというスタンスは変えなくてよいのではないのでしょうか。ただ、文部科学省国立大学法人評価委員会で決定された事項に関して、本機構がどういう対応をするのか、ということについては、本委員会で決める必要があるでしょう。

今のところ言えるのは、文部科学省国立大学法人評価委員会が「戦略性が高く意欲的である」と認めた目標・計画等についても、評価実施年度において実施状況が芳しくなければ、法人は実績報告書に記述してこないかも知れません。そうすると、法人が実績報告書に記述してこないものは評価できないので、評価の上では何もなかったことになるでしょう。そういうケースが出てくるかも知れません。ただ原則としては、やはり法人が積極的に主張したものを、本機構は積極的に取り上げていきたいと思っています。

○委員長 「個性の伸長へ向けた取組」と「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」、これらに関して何かご意見はございますか。「個性の伸長へ向けた取組」については、それぞれの法人にかなり見合った記述ができるのではないのでしょうか。

各法人の事情が大きく異なる中で、ある法人にとっては非常に戦略性が高く個性があるけれども、他の法人にとっては当然であるような取組については、「個性の伸長に向けた取組」としてきちんと評価すればいいのではないのでしょうか。

○ 資料3-2の6頁から7頁「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」の記述例について、学生ボランティアが例になっていたんですけれども、例えば、町の復興のビジョンを考えるなど、研究や学術と結びつくような例の方が相応しいのではないのでしょうか。

● 「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」について、様々な法人で様々な取組をしているので、良い取組を拾っていくことが主旨です。例えば、被災地から非常に離れた法人の取組の例として、わかりやすかったのでボランティアについての記述を例としていますが、もちろん法人によっては研究に関わるような取組なども様々に実施されていると思いますので、例示については工夫したいと思います。

○委員長 「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」は、被災地から離れたところでも、社会貢献も含めて、教育や、特に研究の分野からの取組が様々にあると思います。

それでは今後のスケジュールを事務局からお願いします。

● 資料4をご覧ください。今後のスケジュールの案ですが、「実績報告書作成要領(案)」については、この後、3月中旬から4月下旬にかけてパブリックコメントの募集を実施したいと考えております。

また、4月中旬から6月中旬にかけてワーキンググループを2回開催いたしまして、委員長からご紹介いただきましたように、「評価作業マニュアル」の改定に当たり検討すべき事項について引き続きワーキンググループでご検討をいただくとともに、パブリックコメントの対応についてもご審議をいただいた上で、6月中旬から6月下旬に開催されます本委員会において、「実績報告書作成要領(案)」について、パブリックコメントとして寄せられた意見の対応を含めて確定し、「評価作業マニュアル」の改定に当たり検討すべき事項について、この時点で取りまとまった状況についてまたご報告させていただきたいと考えております。当面のスケジュールは以上です。

○委員長 それでは本日はこれで閉会とさせていただきます。

— 了 —